

訪問看護重要事項説明書

1. さわやか訪問看護ステーションの概要

名 称 さわやか訪問看護ステーション
電話番号 0778-21-5800
医療法人 笠原病院
指定番号 訪問看護 福井県 1860390044 号

所在地 越前市塚町 214 番地

代表者 理事長：村井 アトム

管理者 孝久 洋子

職員体制 管理者 1名

看護師 7名

作業療法士 1名

事務 1名

営業時間 月～金曜日 午前 8:30 ～ 午後 5:30

※ ご病状等により、訪問日・時間につきましては、ご相談に応じます。

※ 24 時間対応体制をとっています。

2. 当社の概要

法人代表 医療法人 笠原病院 理事長 村井 アトム
越前市塚町 214 番地

法人が行う事業

1. 笠原病院
2. 介護医療院
3. 居宅介護支援事業所 さわやか介護支援センター

3. 訪問看護の内容

- ・ 病状の観察
- ・ 在宅療養のお世話
- ・ 医師の指示による医療処置
- ・ 医療機器の管理
- ・ 床ずれの予防、処置
- ・ 認知症、精神疾患のケア
- ・ ターミナルケア
- ・ 在宅でのリハビリテーション
- ・ 介護予防
- ・ ご家族等への介護支援相談 等

4. 利用料金 (保険適用分)

(1) 介護保険による訪問看護料金

訪問看護 I 1	20分未満	314 単位/回
訪問看護 I 2	30分未満	471 単位/回
訪問看護 I 3	30分以上 60分未満	823 単位/回
訪問看護 I 4	60分以上 90分未満	1,128 単位/回
准看護師の場合		所定単位数の 90%/回
訪問看護 I 5 (理学療法士等の訪問)	20分	294 単位/回
	1日に2回を超えて行う場合 (1週間に6回を限度)	所定単位数の 90%/回

介護保険による介護予防訪問看護料金

(介護予防) 訪問看護 I 1	20分未満	303 単位/回
(介護予防) 訪問看護 I 2	30分未満	451 単位/回
(介護予防) 訪問看護 I 3	30分以上 60分未満	794 単位/回
(介護予防) 訪問看護 I 4	60分以上 90分未満	1,090 単位/回
准看護師の場合		所定単位数の 90%/回
(介護予防) 訪問看護 I 5 (理学療法士等の訪問)	20分	284 単位/回
	1日に2回を超えて行う場合 (1週間に6回を限度)	所定単位数の 50%/回

【加算】

初回加算	新規に訪問看護を提供した した場合	退院日訪問	350 単位/月
		退院日以降に訪問	300 単位/月
サービス提供体制強化加算			6 単位/回
中山間地域加算	通常の実施地域を超えて提供する場合		所定単位数の 5%/回
緊急時訪問看護加算 I 1			600 単位/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする場合	(I)	500 単位/月
		(II)	250 単位/月
退院時共同指導加算	入院中に主治医等と連携し、 在宅で必要な指導を行った場合		600 単位/回
長時間訪問看護加算	特別管理加算算定の方で 90分を超える場合		300 単位/回
複数名訪問看護加算	同時に複数でサービスを 提供する場合	30分未満	254 単位/回
		30分以上	402 単位/回
夜間・早朝・深夜加算	夜間 (午後 6 時～午後 10 時)		所定単位数の 25%/回
	早朝 (午前 6 時～午前 8 時)		
	深夜 (午後 10 時～午前 6 時)		所定単位数の 50%/回
ターミナル加算	在宅で死亡した場合、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上ターミナルケアを行った場合		2,500 単位/回
介護予防サービス	基本的には介護サービスと同じ料金です。 但しターミナル加算はありません。		

(2) 医療保険（後期高齢者医療・健康保険）による訪問看護料金

	週 3 日まで	週 4 日以降
訪問看護基本療養費（Ⅰ）	5,550 円/日	6,550 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅱ）	5,550 円/日	6,500 円/日
訪問看護基本療養費（Ⅲ）	8,500 円/日（入院中 2 回まで）	

※（Ⅱ）は同一建物居住者である利用者。（Ⅲ）は入院中に外泊する患者（算定要件あり）

	初日	2 日以降
訪問看護管理療養費 1	7,670 円/日	3,000 円/日

※訪問看護基本療養費Ⅲ（入院中の外泊）の対象者には算定しません。

【加算】

24 時間対応体制加算 2		6,800 円/月
訪問看護情報提供療養費 1		1,500 円/月
ベースアップ評価料（Ⅰ）		780 円/月
夜間・早朝・深夜加算	夜間（午後 6 時～午後 10 時）	2,100 円/回
	早朝（午前 6 時～午前 8 時）	
	深夜（午後 10 時～午前 6 時）	4,200 円/回
複数名訪問看護加算	（算定要件あり）	4,500 円/回
難病等複数回訪問加算 （厚生労働省 指定疾患）	1 日 2 回訪問	4,500 円/回
	1 日 3 回以上の訪問	8,000 円/回
乳幼児加算	3 歳未満	1,300 円/日または 1,800 円/月
長時間訪問看護加算	週 3 回まで	5,200 円/回
緊急訪問看護加算	月 14 日まで	2,650 円/日
	月 15 日目以降	2,000 円/日
特別管理加算	特別な管理を必要とする場合	2,500 円/月または 5,000 円/月
退院時共同指導加算	月 2 回まで	8,000 円/回
退院支援指導加算（厚生労働省 指定疾患）		6,000 円/回
特別管理指導加算（厚生労働省 指定疾患）		2,000 円/月
在宅患者連携指導加算	月 1 回まで	3,000 円/回
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月 2 回まで	2,000 円/回
D X 情報活用加算	月 1 回まで	50 円/月
ターミナルケア療養費		25,000 円/月

その他（実費分）

- ・延長料金 500 円/時間
- ・材料費等 実費
- ・死後の処置料 8,000 円

★ 利用者様の住まいでサービスを提供するために使用する、ガス、電気等の費用は、利用者様のご負担となります。

★ 料金の支払い方法

- ① お支払い方法は、各種金融機関よりの口座振替となります。
- ② 請求書は毎月 12 日頃にご自宅に郵送致します。自宅以外を希望される方は、お知らせください。
- ③ 口座振替は毎月 20 日です。土日祝祭日と重なる場合は翌日になります。
- ④ 領収書発行希望の方は、お知らせください。

5. 訪問看護の利用方法

(1) サービスの利用開始

- ① お電話等でお申し込み下さい。当社担当職員がお伺い致します。
- ② 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当の介護支援専門員とご相談ください。
- ③ 契約を結び、訪問看護計画作成と同時にサービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

- ① 利用者様のご都合でサービスを終了する場合
サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。
- ② 当社の都合でサービスを終了する場合
人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了 1 ヶ月前までに文書で通知致します。
- ③ 自動終了
以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
 - ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分・要支援状態区分が、非該当(自立)と認定された場合※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。
 - ・利用者様がお亡くなりになった場合
- ④ その他
 - ・当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様やご家族様などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
 - ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し料金を支払うよう催告したにもかかわらず、30 日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族様などが当社や当社のサービス従業員に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6. 訪問看護提供上で必要な対応方法

①緊急時

サービス提供中に、容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、親族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等へ連絡致します。

②相談・苦情処理の対応

- ・訪問看護内容において、相談、苦情、意見があれば、承ります。

○ さわやか訪問看護ステーション

担当：孝久 洋子（管理者）または担当訪問看護師

TEL：0778-21-5800

○ 越前市市民福祉部長寿福祉課

TEL：0778-22-3715

○ 福井県国民健康保険団体連合会

TEL：0776-57-1611

・体制、手順は当社マニュアルに準じます。

③事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに家族・主治医・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター・市町に連絡をとり必要な措置を講じるものとします。

④虐待防止に関する対応

サービスの提供中に虐待を受けたと思われる場合は、速やかに家族・主治医・居宅介護支援事業所又は地域包括支援センター・市町に連絡をとり必要な措置を講じるものとします。

訪問看護の提供開始にあたり、利用者様に対して契約書および本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 越前市塚町 214 番地

名称 医療法人 笠原病院

さわやか訪問看護ステーション

代表者 理事長 村井 アトム

管理者 孝久 洋子

印

契約書および本書面により、事業者から訪問看護についての重要事項の説明を受けました。なお、私は居宅サービスの為に事業者がサービスの担当者会議等において、利用者および代理人（家族）の個人情報を用いる事についても同意します。

令和 年 月 日

利用者

住所 _____

氏名 _____ 印

(代理人)

住所 _____

氏名 _____ 印